

用語解説

あ

アーケード

アーチ形の天井をもつ構造物、またはその下の通路。あるいは、歩道にかける屋根のような覆い、またはそれを設けた商店街。

NPO法人

「特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)」に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。特定非営利活動法人とも呼ばれる。

か

回遊性

来街者等が商店街や店舗などを快適に効率よく歩き回ることができる空間の特徴。

界隈性

商店街など、賑わい、活気といった、情緒的で生活感あふれる雰囲気を感じる空間の特徴。

カラー歩道

交通安全対策や景観との調和等を目的として、路面に色彩を施した歩道。

刈谷市立地適正化計画

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、まちづくりの方針を「選べるから、選ばれ続けるまちづくり」と定め、居住の誘導や福祉・商業施設などの都市機能の誘導により、都市計画マスタープランに位置付けた機能集約型都市構造の実現に向けての取組みを推進する計画。

衣浦定住自立圏

刈谷市、知立市、高浜市及び東浦町の4市町が役割分担し、生活に必要な都市機能を確保するとともに、生活利便性や地域の魅力の向上を図ることを目的として広域連携を進める圏域。

中心市である刈谷市は、他3つの構成市とともに、「衣浦定住自立圏共生ビジョン」を平成24年3月に策定している。

高次都市機能

日常生活の圏域を越えた広範な地域のより多くの人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能。なお、都市機能とは、一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能であり、例えば「居住機能」「工業・生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化・研究機能」「レクリエーション機能」などを指す。

交通結節点

同種または異種の交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎの場所。

さ

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

隅櫓

城郭の角に防御や物見、武器倉庫等として建てられた建築物。

世界かんがい施設遺産

建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設。なお、「かんがい」とは、農地に外部から人工的に水を供給すること。明治用水が登録施設となっている。

総合設計制度

一定規模以上の敷地面積を有し、その敷地内に一般に公開される空地を確保するなど、市街地環境の整備改善に役立つと認められる建築物について、「建築基準法(昭和25年法律第201号)」による容積率、高さに関する形態規制の一部を緩和することができる制度。

ゾーニング

一定の区域を、ある種の考え方に基づいて線引きを行い、複数の区域に分割すること。

た

電線類地中化

電線共同溝などの施設を道路の地下に埋設し、その中に電線類(電力線、通信線等)及び関連施設を収容することで、道路上から電柱や電線類を無くすこと。

都市機能誘導区域

「都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)」に基づき、都市再生を図ることを目的に、医療、福祉、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定めた区域。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

は

輻輳ふくそう

方々から様々な物が一か所に集まること。込み合うこと。

ペDESTリアンデッキ

自動車道路と立体的に分離した歩行者デッキ。主に駅の周辺に、歩行者と自動車の通行を分離するために設置される。

ホームドア(ホーム可動柵)

プラットホームの線路側に設置される可動式の開口部を持った仕切り。ホームからの転落や列車との接触事故の防止などを目的とした安全対策の一つ。

ポテンシャル

潜在力。可能性としての力。

ま

モータリゼーション

自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

や

容積率

敷地面積に対する建築延べ床面積の割合。

ら

ランドマーク

土地の方向感覚の目印になるもの。地域を象徴する特徴的なモニュメント(記念物)や建築物等の構造物、また樹木等の自然物など。

歴史の小径

市内に点在する史跡等の歴史スポットを巡りながら散策できるコース。「城下町」「城下町周辺」「井ヶ谷」「鎌倉街道周辺」「東海道」「築地・一ツ木・恩田」「高津波・小山」「重原・半城土・野田」「小垣江」の9つの散策コースがある。



刈谷市中心市街地まちづくり基本計画

発 行 | 2018 年 6 月

発行者 | 刈谷市

編 集 | 都市政策部まちづくり推進課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL : 0566-62-1022

FAX : 0566-23-9331